最終更新日：2015年10月23日
ティーライフ株式会社
代表取締役社長　植田　伸司
問合せ先：管理部　0547-46-3459
証券コード：3172
http://www.tealifeir.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の健全性および透明性の確保と継続的な企業価値の向上を経営課題とし、その実現に向け、コーポレートガバナンスの強化および充実が最重要であると認識しております。法令遵守の徹底、内部牽制機能の強化を通じて、経営の健全化と透明性の確保に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社N＆K	1,100,000	25.88
植田　伸司	557,250	13.11
ティーライフ従業員持株会	147,650	3.47
植田　佳代子	125,000	2.94
山田　壽雄	100,000	2.35
植田　翔子	70,000	1.64
植田　元気	70,000	1.64
若杉　精三郎	60,000	1.41
関谷　洋一	54,300	1.27
株式会社静岡銀行　常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社	50,000	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	7 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小村　富士夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小村　富士夫	○	――	同氏は、人格、見識に優れていることに加え、通信販売会社を設立し、代表取締役社長として約5年半で上場を果たし、その後も多数の新規事業の立ち上げの支援を行っており、経営者としての豊富な経験を有していることから、社外取締役に選任しております。当社の取締役に就任するまで、当社とは人的関係や資本的関係はなく、取引関係もないことより、独立性は極めて高い立場であります。また、現在及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場ではなく、独立役員として適任であると考え、選任するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、緊密な連携を保つため、定期的に三者によるミーティングを開催する他、それぞれ必要に応じて意見交換や情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯川　治	他の会社の出身者													
小松原　康久	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯川　治	○	―――	同氏は、地元企業の代表取締役社長、上場企業の監査役を歴任しており、企業経営等の豊富な経験と経営管理、財務及び会計等幅広い分野に関する相当程度の知見を有しております。当社の社外監査役に就任するまで、当社とは人的関係や資本的関係はなく、取引関係もないことより、独立性は極めて高い立場であります。また、現在及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場ではなく、社外の目による経営に対する監視強化や監査機能の向上のため、独立役員として適任であると考え、選任したものであります。
小松原　康久		他の会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とは人的関係や資本的関係はなく、取引関係もないことより、中立・公正な立場を保持しております。	金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、特に財務及び会計に関する相当程度の見識を有していることにより、監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、業績向上に対する意欲や士気を高めるため、経常利益の目標達成を反映した業績連動型を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額は、有価証券報告書に開示しております。平成27年7月期において、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額は143百万円であります。監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額は3百万円であり、社外役員の報酬等の総額は17百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

会社業績または個人業績を考慮し、取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、経営企画部より取締役会の開催、議案内容および案件に関する事項についての情報伝達、その他サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行について
取締役は5名体制(うち社外取締役1名)となっております。「職務権限規程」を整備し、決裁権限を明確化し、重要な意思決定については、取締役会において決定しております。
業務執行上疑義が生じた場合は、弁護士、監査法人等第三者に、適宜助言を仰いでおります。
取締役会以外の重要な会議体として経営会議を設置しており、その設置趣旨は、的確かつ迅速な意思決定を行い、経営の透明性を高めることであります。同会議は月1回の定例会の他、必要に応じ適時に開催され、経営計画に基づき業務を執行するにあたっての重要事項を報告・審議・決定するとともに、全社又は各部の経営課題や取締役会上程前の議案を審議しております。構成員は取締役及び部長の職位にある者であります。
また、取締役会には監査役3名が出席をし、経営会議には監査役1名(常勤監査役)が出席をし、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

2. 監査・監督について
監査機能については監査役3名(うち社外監査役2名)の他、内部監査室、監査法人による業務・会計監査を行っております。会社と社外監査役の関係においては、監査役が当社株式を所有している以外の資本的関係又は人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
会計監査につきましては、会計監査業務を執行した公認会計士は、向眞生、早稲田宏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。継続監査年数につきましては全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。

3. 指名、報酬決定について
(1)取締役の選任、報酬等に関する基本的な考え方
指名については、当社の継続的な成長と発展を目的とし、人望・品格に優れ、豊富な知識・経験を有し戦略的思考のできる者を選任しております。報酬の決定については、株主総会にて報酬総額について決議を得ております。各取締役の報酬の額については、会社業績、個人業績を考慮
し、取締役会において決定しております。
(2)監査役の選任、報酬等に関する基本的な考え方

指名については、通信販売業又は会計・法務に係る専門業種（金融機関・法律事務所等）における業務経験を有し、様々な専門分野に関する豊
富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、監査体制の中立性・独立性をより向上させることができると考えております。報酬の決定については、株主総会にて報酬総額について決議を得ております。各監査役の報酬の額については、取締役の報酬とのバランスを考慮し、経歴、業績、勤務日数により調整を行い監査役会にて決定するものとしております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会における経営監視の実効性と意思決定の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名選任（独立役員として指定）しております。加えて、当社の監査役会は、３名のうち２名社外監査役（うち１名を独立役員として指定）としているほか、内部監査室や会計監査人と連携し取締役会の職務執行状況を厳正にチェックしており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると考えております。また、常勤の監査役は、各部門における当社の業務内容に精通しており、経営会議及び取締役会において、独立的かつ客観的見地から忌憚のない質問や意見を述べるための経営監視機能の客観性及び中立性が確保されており、十分なガバナンス体制が構築できていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年10月開催の定時株主総会に係る招集通知は、開催日の15日前に発送しております。また、開催日の16日前に当社ホームページにて公開をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が7月であり、株主総会が集中しない時期となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回以上、個人投資家向けの説明会を実施いたします。代表者自身による説明は、必要に応じて実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後に説明会を実施いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、IR情報コーナーを設け、適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	以下の環境保全活動、CSR活動をおこなっております。 ・ISO14001の認証取得 ・植林ボランティア ・若竹刈り ・低炭素社会づくり「Fun to Share」 ・小さな親切運動 ・使用済切手の回収

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムを整備する目的を「業務の有効性・効率性の向上」「財務報告の信頼性の確保」「法令遵守」「資産の保全」と認識しており、平成27年９月４日開催の取締役会にて承認された下記の「内部統制システム構築に関する基本方針」に則り、体制の整備を行っております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、「企業倫理憲章」及び「行動規範」を制定し、これらの徹底と実践的運用を行うために必要な教育・研修を実施し、法令遵守及び企業倫理の徹底に取り組む。
（2）当社は、「内部通報規程」を制定し、法令、企業倫理、定款及び諸規程等に違反する行為を未然防止するとともに、早期に是正する体制を整備する。
（3）当社は、役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは当社における「文書管理規程」に従い、所管部門が保存・管理する。
（2）所管部門は、取締役及び監査役等から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応する。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、「リスク管理規程」を制定し、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減及び危機の未然防止に努める。
（2）当社は、大規模な災害、不祥事等が発生した場合、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置する等、危機対応のためのマニュアル及び体制を整備する。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、取締役会を定例で毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、経営効率の向上及び意思決定のスピードアップを図るため、取締役及び部長職により構成される経営会議を原則として毎月１回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行う。
（2）当社は、決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関、決裁者を定めた「職務権限規程」を制定するとともに、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」を制定し、業務執行を明確にする。
（3）取締役会は、単年度及び3か年の経営計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
5．当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社担当部門は、「子会社管理規程」に基づき、子会社から速やかに又は定期的に取締役の職務の執行に係る報告を受け、これを取締役会へ報告する。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の損失の危険を把握するとともに、損失の危険が発生した場合は、子会社と連携し適切に対処する。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社グループの経営の健全性及び業務の適正性の確保のため、子会社の事業運営に係る重要な事項について予め当社担当部門が審査し、必要に応じ当社の取締役会へ付議する。
・当社は、必要に応じ、子会社へ取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるための支援を行う。
（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・子会社の取締役等及び使用人が、「企業倫理憲章」「行動規範」の遵守に努め、企業市民としての自覚をもとに、事業活動を展開するよう、指導、支援を行う。
・当社の内部監査部門は、必要に応じ子会社の内部監査を実施する。
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役室を設置し、適切な使用人を配置する。
7．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
（1）監査役室に所属する使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
（2）当社は、監査役室に所属する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重し対処する。
8．当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
（2）取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査室の監査結果を報告する。
（3）当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款等に違反する恐れのある事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
（4）内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
（5）重要な決裁事項は監査役の閲覧に供する。
9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（1）当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上する。
（2）監査役が職務の執行のために、費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する。
（2）代表取締役及び内部監査室等は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
（3）取締役及びその職務を補助すべき使用人は、監査役又は監査役会との意思疎通、情報の収集・意見交換の機会を確保する。
（4）監査役は、原則として毎月１回監査役会を開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
11．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備並びにその運用を推進する。
12．反社会的勢力への対応
（1）当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力等との関係を遮断し、一切の利益供与を行わない。

（2）当社は、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携し、これに対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、「反社会的勢力対策規程」を制定し、不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力等との関係を遮断し、一切の利益供与を行わないことを基本方針としております。反社会的勢力排除に関し、取締役会における宣言書の決議を行うとともに、企業倫理憲章、行動規範及び就業規則にて反社会的勢力への対応として方針及び基準を定めております。

具体的な施策として、反社会的勢力との関係遮断に関する必要事項を定めた、反社会的勢力対策規程、実際での対応を定めた反社会的勢力対応マニュアルを策定しております。取引先につきましては、反社会的勢力排除に向けた取引基本契約書又は覚書の締結を推進しており、新規取引先につきましては、取引先に対する反社会的勢力調査マニュアルに基づき、情報機関を通じた調査を行うこととしております（既存取引先につきましては、反社会的勢力排除に向けた取引基本契約又は覚書の締結は完了しております）。また、定期的に社内研修を実施するなど役職員全員に周知を行っております。

管理部総務課を反社会的勢力対応部署として定め、当社における不当要求防止責任者を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携ができる体制が構築されております。さらに外部専門機関との連携強化のため、静岡県企業防衛対策協議会に加入し、情報収集力、対応策の強化に努めております。

なお当社は、不当要求防止責任者の取得者が4名おります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

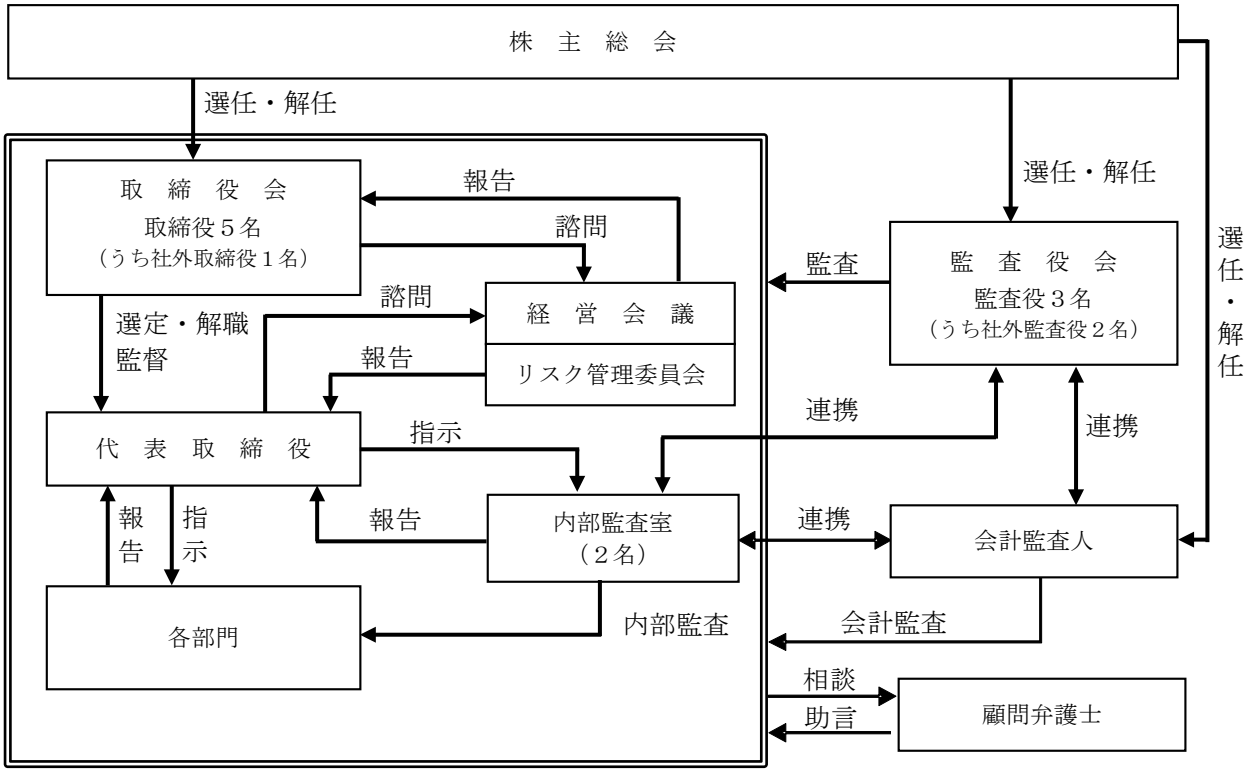
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

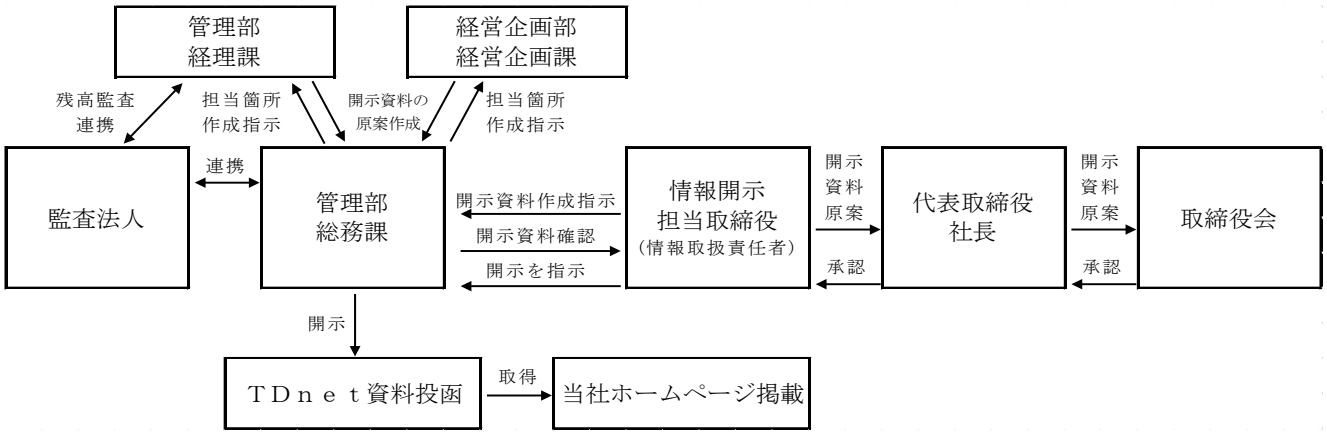
―――

コーポレートガバナンス体制

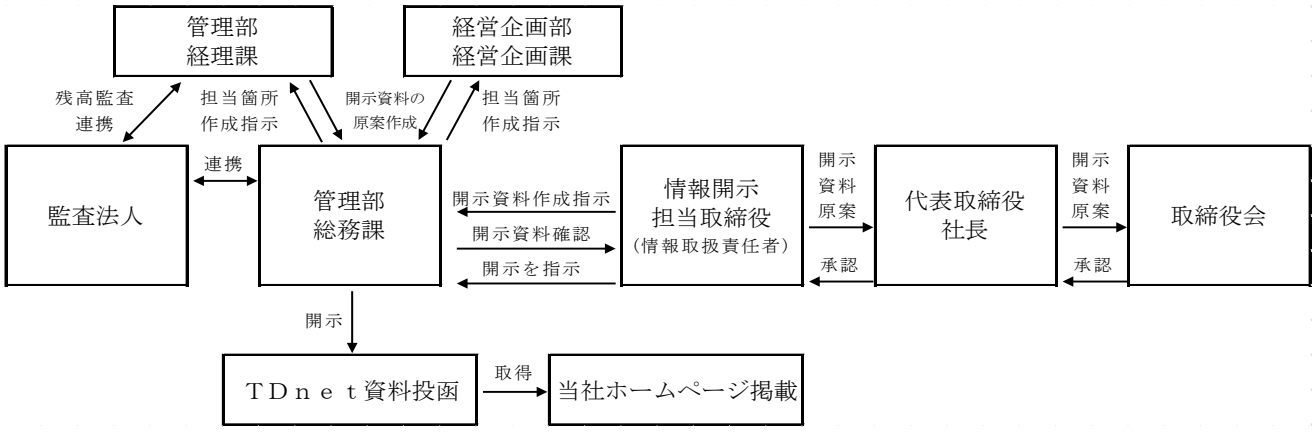


適時開示手続きに関する事務フロー図

＜決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー図＞



＜決算に関する情報の適時開示業務フロー図＞



＜企業集団に係る適時開示業務フロー＞

